

公用車の売却に係る入札説明書

中札内村 総務課総務グループ

公用車の売却に係る入札説明書

公用車の売却を下記のとおり行いますので、希望される方は入札に参加してください。

1. 売却車両の概要

車種	初年度登録年月	車検有効期間	最低入札額（税抜）
車番 帯広 000 る 22-11 車名 日立ホイールローダー ZW220	平成18年9月	車検切れ	3,200,000円
車番 帯広 000 る 24-03 車名 日立ホイールローダー LX110	平成19年6月	令和9年4月2日	2,500,000円

※ 詳細については、別紙の自動車車検証を参照してください。

※ 車両は、現状のままお引渡しいたします。

【ホイールローダー ZW220】

- 稼働時間 23059.3（R8.5.27時点）
- 使用状況と経過年数により車体全体の腐食がひどく進んでいる。
- 左側面ドア開閉不可。

【ホイールローダー LX110】

- 稼働時間 5058.5（R8.5.27時点）
- 使用状況と経過年数により車体全体の腐食がひどく進んでいる。
- 右前輪タイヤがパンクしている。

2. 入札の方法

- 本要領に記載された最低入札額以上かつ最高金額で入札された方が落札者となります。
- 最低入札額以上の入札額が記載されていない入札書は無効となりますので、ご注意ください。
- 消費税は外税となっており、消費税を含まない金額で入札を行い、契約書は消費税を含んだ金額での契約となります。入札に参加する方は、消費税及び地方消費税を含まない金額を入札書に記載してください。

※入札参加を希望する方は、以下の事項をご承知のうえ、お申込みください。

3. 入札参加資格及び条件

- 次の要件をすべて満たすこと。
 - 地方自治法施行令第167条の4の各規定に該当しない方。（契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者等）
 - 落札後に落札者本人の負担で名義変更等の手続きが完了できる方。
 - 今回の入札に対する「入札参加申込書」を提出すること。
 - 日本国内に在住する個人及び法人

4. 入札参加申込

- 提出期限：令和8年6月3日（水）～令和8年6月17日（水）まで
（土・日曜日を除く）午前8時30分～午後5時15分

(2) 提出先：中札内村役場総務課総務グループ

(3) 提出方法：郵送可（令和8年6月17日必着）

(4) 提出書類

①入札参加申込書（様式1）

②個人の場合、運転免許証等の身分証明書の写し

法人の場合、法人登記簿謄本の写し（発行から3か月以内）

5. 入札物件の現地説明会

(1) 日時：令和8年6月9日（火）午前10時

(2) 場所：中札内村堆肥化処理施設（北海道河西郡中札内村新札内東6線28）

6. 入札及び開札

(1) 入札日時：令和8年6月22日（月）午前10時

(2) 入札場所：中札内村役場 会議室2

※入札時刻に遅れた場合は、辞退とみなしますので入札に参加できません。

7. 入札の辞退

入札参加申込みの受理を受けた者は、入札執行が完了するまでは、次に掲げる手続きを行うことにより、いつでも入札を辞退することができます。

(1) 入札執行前であれば、入札参加辞退届出書（様式4）を総務課総務グループまで持参してください。

(2) 入札執行にあたっては、入札参加辞退届出書またはその旨を記載した入札書を、入札を執行する者に直接提出すること。

8. 入札に必要な書類等

(1) 入札書（様式2）

(2) 委任状（様式3）・・・申込者以外が入札に参加する場合は提出してください。

(3) 印鑑・・・入札手続きに使用しているもの

9. 入札保証金及び契約保証金

免除とします。

10. 入札の注意事項

(1) 使用する印鑑は、提出書類すべてに同じものを使用してください。

(2) 法人の場合は、社印を押印してください。

(3) 入札金額は、算用数字でペンまたはボールペンで記入し、金額の前に必ず「¥」をつかってください。

- (4) 入札金額を書き損じた場合は、新たな用紙に書き直してください。
- (5) 入札金額は、消費税及び地方消費税を含まない金額を記入してください。
- (6) 入札は、指定された日時に入札書を持参して行うものとし、郵送及び電子メール等による入札は認めません。
- (7) 上記の事項を満たさない入札は、無効とします。

11. 契約締結及び売却代金の納入

- (1) 落札者は、落札後3日以内に契約を締結していただきます。
- (2) 売却代金の納入は、契約締結後中札内村の納入通知書により中札内村の指定金融機関で全額納入していただきます。(契約締結後に納入通知書をお渡しします。)
- (3) 売却代金は、契約日から2週間以内に納入していただきます。

12. 物件の引渡し

- (1) 中札内村堆肥化処理施設(北海道河西郡中札内村新札内東6線28)で引渡しを行います。
- (2) 名義変更等移転登録の手続きは、落札者自らが行うこととし、完了後に以下の写しを提出してください。
 - ・運行する場合、車検証の所有者名義変更を変更し、その写しを提出すること
 - ・運行せず、車両の全てを転売する場合、一時抹消し、登録事項等証明書の写しを提出すること
 - ・運行せず、車両の一部を転売する場合、永久抹消し、登録事項等証明書の写しを提出すること
- (3) 車両の輸送等に要する経費は全て落札者の負担とします。**

- (4) 入札物件の落札者への引渡し方法は、現状渡しとし、売却後の車両の不調や故障および損傷等に関する補償は一切行いません。
- (5) 車両の引渡しは、売却代金の納入確認後及び名義の変更手続き完了後とします。
ただし、名義変更手続きにおいて、車両の移動が必要な場合はこの限りではありません。
- (6) 車両の文字は引き渡し後1カ月以内に、落札者が塗りつぶし等により削除してください。
削除した証明として、塗りつぶし後の写真を提出してください。

13. その他

- (1) 申込書等の作成に要する費用は、提出者の負担とします。
- (2) 提出された申込書等は、返却しません。
- (3) 落札決定までは、入札参加者及び参加予定人数等については一切公表しません。
落札通知につきましては、開札の場所において入札者に発表することで通知に代えさせていただきます。

14. お問い合わせ先

中札内村役場総務課総務グループ

住 所：〒089-1392 河西郡中札内村東1条南1丁目2番地1

連絡先：電話 0155-67-2311、FAX 0155-68-3911